
AMT/NEWSLETTER

China Legal Update

2025年8月26日

外商投資企業の国内再投資の奨励・支援に関する通知規定

弁護士 射手矢 好雄/ 弁護士 森脇 章/ 弁護士 中川 裕茂

弁護士 若林 耕/ 中国弁護士 屠 錦寧/ 弁護士 尾関 麻帆

弁護士 横井 傑/ 弁護士 唐沢 晃平

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. 中国法令アップデート

- ・外商投資企業の国内再投資に対する奨励に係る若干措置の実施に関する通知
- ・国外投資者による配当利益を用いた直接投資に係る税額控除政策に関する公告

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただきます。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第39回(台湾)

日時:2025年5月15日(木)

「台湾個人情報保護法の実務対応及び最新改正動向」

講師:パートナー弁護士 吳 曉青

第 40 回(中国メインランド)

日時:2025 年 6 月 19 日(木)

「中国の生成 AI 規制:法令と裁判例から学ぶ生成 AI 活用に伴うリスクと実務上の留意点」

講師:シニア・アソシエイト弁護士 胡 絢静

第 41 回(中国メインランド)

日時:2025 年 7 月 17 日(木)

「中国輸出入管理規制の俯瞰図と実務対応の勘所」

講師:パートナー弁護士 横井 傑

II. 中国法令アップデート(主に 2025 年 7 月 1 日～7 月 31 日の法令を対象)

最新中国法令の解説

今号の注目法令は、外商投資企業の国内再投資の奨励・支援に関する通知規定(「外商投資企業の国内再投資に対する奨励に係る若干措置の実施に関する通知」)である。外商投資が全体的に落ち込んでいる中で、外資企業による国内再投資を誘致することを目的とするものである。ただ、支援策を享受できる再投資に該当するかの基準等はまだ公表されておらず、今後の動向に注視が必要である。

また、外資企業の配当収益による国内投資に対する税額控除政策(「国外投資者による配当利益を用いた直接投資に係る税額控除政策に関する公告」)も公表されている。

執筆担当:日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<外商投資>

外商投資企業の国内再投資に対する奨励に係る若干措置の実施に関する通知

[ポイント] 2025 年 7 月、国家発展改革委員会、商務部などの 7 部門は、同通知を公表した。同通知は、外商投資企業の中国国内における事業拡大(国内再投資)を支援し、より高いパルの対外開放を推進することを目的としている。主な内容は、以下のとおりである。

1. 適用範囲

中国国内で法に基づき設立された外商投資企業が未配当利益、又は国外投資家が国内で合法的に分配を受けた人民元・外貨利益を使い、中国国内において新設企業に投資し、既存企業に増資し、又は中国国内企業の株式、持分、財産持分又はその他類似の権益を取得する行為、及び中国国内でプロジェクトを投資する行為に本通知は適用される。

2. プロジェクトプール(中国語では「項目庫」という)の構築

各地方政府は、実情に応じて外商投資企業国内再投資プロジェクトプールを構築し、プロジェクトに対するサービスの保障を実施する(プロジェクトベースでの立案管理を行うという意味と推測される。)。また、条件に該当する外商投資企業による国内再投資プロジェクトは、重大、重点外資プロジェクトリストに掲載可能であり、同リストに対応する支援策を享受することができる。但し、ここにおける条件については、具体的な認定基準は公表されていない。

3. 柔軟な土地使用制度

工業用地について、長期リース、「先租後譲」(初期段階はリース方式、後に譲渡(払下)方式)、柔軟な年数設定などの初期コストを削減する方式を採用することができる。

4. 行政手続きの簡素化

外商投資企業が 100%出資で国内子会社を設立する場合、子会社は、当該親会社がすでに取得している業界参入許可(※業界参入許可とは、特別な許認可やライセンスが必要な業界の場合の当該許認可等を指すと思われる)手続きを申請する場合、審査プロセスが簡素化され、処理時間が短縮される。

また、外商投資企業が、合法的に獲得した外貨利益を国内再投資に使用する場合、外貨資金の国内送金が可能とされる(この点で外為規制が緩和されている。)

5. 金融サポートの強化

条件に合致する外商投資企業の国内再投資に必要な外国側関連株主貸付や「パンダ債」については、管理フローを改善し、「グリーンチャンネル」管理に組み入れるものとされ、これにより資金調達が見込まれる。

[原文] [关于实施鼓励外商投资企业境内再投资若干措施的通知](#) (发改外资 2025 年 928 号)

[公布/公表機関] 国家発展改革委員会、財政部、自然資源部、商務部、中国人民銀行、税務総局、国家外貨局(国家発展改革委、財政部、自然資源部、商務部、中国人民銀行、税務总局、国家外汇局)

2025 年 7 月 7 日公布、同日施行

執筆担当:北京オフィス顧問 李加弟

<会計・税務>

国外投資者による配当利益を用いた直接投資に係る税額控除政策に関する公告

[ポイント] 本公告は、2025年1月1日から2028年12月31日までになされる中国国内居住企業から国外投資家に分配される利益につき、一定の条件を満たすものについては、投資額の10%に相当する部分については納税額から免除すること、及び、中国政府と外交政府が締結した租税協定において10%を下回る配当課税税率が合意された場合には当該税率によることを規定している。

当該税額免除の対象となる投資は、以下の条件を満たすものであると規定されている。

- ① 中国国内居住企業の配当分配利益に基づく配当等であること。
- ② 国外投資家が受領した分配利益をもって中国国内に再投資していること(増資、会社設立、企業買収等。但し上場会社に対するものを除く。)
- ③ 再投資に係る被投資企業が「外商投資奨励産業目録」に列挙された事業を運営しているものであること。
- ④ 国外投資家が再投資を少なくとも5年(60年)以上継続して保有しているものであること。
- ⑤ 利益分配が銀行口座への現金送金又は資産の所有権譲渡による形式で実際に行われているものであること。

本公告は2025年1月1日から遡及して施行されるものと規定されており、公告発布前になされた投資については減額免除申請を行うことができるものと定められている。

[原文] [关于境外投资者以分配利润直接投资税收抵免政策的公告](#) (商务部公告2025年第2号)

[公布/公表機関] 日本語(財政部、税务总局、商务部)

2025年6月27日公布、2025年1月1日施行

執筆担当:日本弁護士 藤本 博之

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄 (yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧 (tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆 (maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑 (suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平 (kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。